

議 長 日程第8「議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題
といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定め
る。令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するも
のでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、J
-L-I-Sと呼ばれます地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行
事務に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村長に委
託することができることと規定されたことに伴い、町条例の関係規定の整備を図
るものでございます。

一番最後ですね、参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。第2
条中、個人番号カードの再発行手数料に関する記載のございます第26号を削り、
第27号を26号とし、第28号を第27号とし、第29号第28号とするものでござい
ます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例の一番下、附則。この条例は、令和3
年9月1日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。再開は10時15分からといたします。 (10時05分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時19分)

皆さんにお諮りいたします。議事日程を変更し、日程第9として議案第36号令和3年度松田町一般会計補正予算(第5号)を議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。